

(DRM-PF 前提、民間：個人及び法人)

DRM-PF 利用規約

一般財団法人日本デジタル道路地図協会（以下「甲」という。）は、甲の著作物である全国デジタル道路地図データベースプラットフォーム（以下「DRM-PF」という。）の利用者（以下「乙」という。）への利用の許諾について、次のとおり利用規約を定め、乙が DRM-PF を利用する場合は、本規約に同意したものとみなし、本規約を契約の内容とする。

（利用の許諾）

第1条 甲は、乙に対し、測量法（昭和24年法律第188号）、著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法令に従い、DRM-PF の非独占的な利用権及び DRM-PF に内蔵されている DRM-DB の非譲渡性の非独占的な利用権を提供するとともに、DRM-DB を原著物とする二次的著作物の作成及び頒布を許諾する。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 DRM-PF DRM-DB について、次の要件のすべてを満たすものをいう。
- イ 乙に直接受信させることを目的として、DRM-DB を有線電気通信による送信が可能な状態に置いたものであること。
- ロ 乙に対して便宜を提供するために用意された電磁的処理プログラムを用いたものであること。
- ハ イ及びロの状態に置いた DRM-DB の一部又は全部（以下この条において「データ」という。）の提供、又はデータを用いた計算、解析その他の処理結果の提供をする装置であること。
- 二 DRM-DB 道路のネットワーク構造を体現するものであって、甲が別に定める取得基準及び書式に従って整備するものをいう。
- 三 二次的著作物 DRM-DB を翻案することにより創作した著作物をいう。
- 四 コンテンツ データ及び二次的著作物を総称したものをいう。
- 五 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、二次的著作物を第三者に譲渡し、又は貸与することをいう。
- 六 契約の締結日 乙が DRM-PF の利用を開始した日をいう。
- 七 著作権等 著作権及び意匠権その他の知的所有権をいう。
- 八 ID 等 DRM-PF を利用するために必要な ID 及びパスワードをいう。

九 乙の使用者 乙の指示及び監督の下で、乙に代わって DRM-PF を利用する者をいう。

十 エンドユーザ 乙が DRM-PF の機能を援用してコンテンツの公衆への提供等を行う場合において、コンテンツの提供を受ける者をいう。

十一 公衆への提供等 公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。

十二 ウェブサービス 乙が DRM-PF の機能を援用してコンテンツの公衆への提供等を行う場合において、コンテンツの公衆への提供等を行うために必要な電子計算機による情報処理をいう。

十三 反社会的勢力 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。※平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ（別紙）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」による。

（利用許諾期間）

第3条 DRM-PF の利用許諾期間は、甲と乙との契約の締結日より1年間とする。ただし、利用許諾期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから契約を終了させる旨の文書による申出がない場合には、満了の日から更に1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

2 本契約が期間満了により終了した場合において、乙が既に作成した二次的著作物を保有しているときは、乙は当該二次的著作物に限り、期間終了後においてもこれを頒布することができる。

（著作権等）

第4条 甲は乙に対し、DRM-PF に内蔵している DRM-DB を原著作物とする二次的著作物の作成及び頒布を許諾し、それ以外の著作権等を許諾しない。

2 乙は、甲の DRM-PF に係るそれ以外の著作権等を侵害しないようにするとともに、合理的と認められる範囲内でのデータの追加、変更、削除等を除き、DRM-PF の内容の正確な表現に努めなければならない。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、著作権法第47条の4その他の法律の規定により電子計算機における著作物の利用等を行うことができる。

（利用目的）

第5条 甲が、本契約に基づいて、乙に利用を許諾する DRM-PF の乙の利用目的は、次のとおりとする。

（ここに目的を記載してください。）

2 乙は、前項の利用目的を変更しようとする場合には、甲と協議して、本契約を更改しなければならない。

3 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して第1項の利用目的につき、その内容及び

計画について報告を求めることができる。

(付属資料の提供)

第6条 甲は、乙からの求めに応じて、DRM-PF を利用するための付属資料を、ダウンロードその他の方法により乙に提供する。

(DRM-PF 等の瑕疵の修正)

第7条 乙は、DRM-PF 又は前条の規定により甲から提供を受けた付属資料に瑕疵があると認めるときは、いつでも甲に対し、その指摘をすることができる。

2 甲は、当該瑕疵が軽微でないと認めるときは、当該瑕疵を修正する。

(ID 等の付与)

第8条 甲は、契約の締結日までに、乙に ID 等を付与する。

2 乙は、ID 等を自己の責任において適切に管理しなければならない。

(乙の使用者)

第9条 乙の使用者が乙の ID 等を使用して DRM-PF を利用した場合は、乙が DRM-PF を利用したものとみなして、本契約の規定を適用する。

(エンドユーザ)

第10条 エンドユーザが乙のウェブサービスを経由して DRM-PF を利用した場合は、乙が DRM-PF を利用したものとみなして、本契約の規定を適用する。

2 乙は、エンドユーザが DRM-PF を不正に利用することがないように、十分に注意しなければならない。

(二次的著作物の作成計画)

第11条 乙は、二次的著作物の作成を行う場合には、作成計画について、甲の定める様式により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 甲の前項の承認には、測量法第44条第1項に規定する公共測量の測量成果の使用に関する測量計画機関の承認を含む。

3 乙は、作成する二次的著作物に DRM-PF を利用した旨及び複製を禁ずる旨を明記しなければならない。ただし、乙がウェブサービスによりコンテンツの公衆への提供等を行う場合であって、個々のコンテンツに明記することが困難であるときには、ウェブサービス内のエンドユーザに視認し易い場所に DRM-PF を利用した旨及び複製を禁ずる旨を明記することをもってこれに代えることができる。

4 乙は、二次的著作物の作成数量について、4月から6月まで、7月から9月まで、

10月から12月まで、翌年の1月から3月までの各3ヶ月の期間について、当該期間の最終月の翌月20日までに、その実績を甲に文書により報告しなければならない。ただし、乙がウェブサービスによりコンテンツの公衆への提供等をAPIと連動する形で行う場合においては、乙が利用したDRM-PFのAPIを用いて取得したDRM-DBのノード及びリンクの総数として甲が把握している数量をもってこれに代える。

(DRM-PF 利用料)

第12条 乙は、DRM-PFの利用に当たって、甲が定める基準に基づくDRM-PF利用料を支払わなければならない。

2 甲又は甲の代理人は、DRM-PF利用料については、契約の締結日の翌月10日までに文書により乙に請求する。以降、同様とする。

3 乙は、甲又は甲の代理人からDRM-PF利用料の請求を受けた日から30日以内に、乙が予め登録した銀行口座から甲が引き落とす方法により支払う。

4 DRM-PF利用料の基準及び引き落としの方法の詳細は、別に定める。

(通知義務)

第13条 乙は、DRM-PF及び付属資料につき、次の各号に該当する事態が発生した場合には、直ちに甲に対してその旨を文書により通知する。

一 甲の著作権等が侵害されるような事態が、発生し又は発生するおそれがあると認めるとき。

二 盗難、滅失、毀損等の事故が、発生したとき。

(禁止事項)

第14条 乙は、DRM-PFより得た情報、付属資料又はID等を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 前項の第三者には、乙の使用者は含まない。

第15条 次の各号に掲げる目的でのDRM-PFの利用は、DRM-PFを不正に利用したものとみなす。

一 日本国民の基本的人権を毀損する目的

二 日本国内で合法的に活動している個人又は法人の正当な商行為を阻害する目的

三 日本国及び日本国民の治安及び安全を阻害する目的

四 その他日本国の法令に抵触する目的

(報告及び調査)

第16条 甲は、乙に対し、DRM-PF及び付属資料の保管及び利用状況について、報告を

求めることができる。

2 甲は、前項の報告につき、乙に不正、虚偽等の背信行為があると認められるときは、調査を行うことができる。

（機密の保持）

第17条 甲又は乙は、DRM-PFの利用に伴い知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。ただし、相手方の文書による承諾があった場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第18条 甲又は乙は、本契約に関し故意又は重大な過失により相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、DRM-PFに基づく二次的著作物の作成及び頒布によって乙と第三者との間に生じた紛争については、甲の責めに帰する場合以外、責めを負わない。

（保証）

第19条 甲は、DRM-PFについて、乙に対し、次の各号に掲げる事項を保証する。

- 一 第三者の著作権等を侵害するものでないこと。
- 二 「全国デジタル道路地図データベース標準」に基づき、正確性の確保に努め、適切に作成されたものであること。

（乙の解約権）

第20条 乙は、甲に対する30日以上前の文書による予告をもって、本契約を将来に向かって解約することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を将来に向かって解約した場合には、甲に対して第12条に規定するDRM-PF利用料の返還を求めることはできない。

（甲の解除権）

第21条 甲は、乙が次の第1号から第4号までに該当する事由がある場合は直ちに、第5号に該当する事由があるときは相当の期間を定めて文書により催告した後、本契約を解除することができる。

- 一 乙に破産、差押、会社更生法申請などの本契約の履行が著しく困難と認めるに足りる合理的な事由が生じたとき。
- 二 第14条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるに足りる合理的な事由があるとき。
- 三 第15条の規定による不正な利用が行われたと認めるに足りる合理的な事由があ

るとき。

四 本契約を継続することができない重大な不正、虚偽等の背信行為があったとき。

五 その他本契約に定める事項に違反し、本契約の目的を達成することができないと認められたとき。

(甲のアクセス遮断権)

第22条 甲は、乙が DRM-PF の正常な運用を妨げるおそれがあると認められる程度にアクセスを行っているときは、予告することなく、乙の DRM-PF へのアクセスを遮断することができる。

2 この場合には、甲は、DRM-PF へのアクセスを遮断した旨及びその理由を、事後に乙に通知しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第23条 甲及び乙は、相手方に対し、自ら、自己の役員、実質的に経営権を有する者、主要な株主等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、保証する。

一 反社会的勢力であることが認められること。

二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること。

五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

六 自ら又は第三者を利用し、相手方又は相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたこと。

2 甲又は乙が前項各号のいずれかに違反した場合、相手方は、直ちに何らの通知・催告なくして本契約の全部又は一部を解除できるとともに、これにより被った損害を請求することができる。

(利用権の消滅等)

第24条 本契約が期間満了により終了したときは、甲は、直ちに乙の DRM-PF の利用を停止させ、乙は、複製したもののすべてを廃棄しなければならない。

2 前項の規定は、本契約が第20条の規定により将来に向かって解約されたとき並びに第21条及び前条の規定による解除によって終了したときに準用する。この場合において、乙は、二次的著作物として作成し保有するもののすべてを廃棄しなければならない。

(残存条項)

第25条 第4条第2項、第17条及び第18条の規定は、本契約の終了の後においても、甲及び乙の間において、なお従前の効力を有する。

2 本契約が期間満了により終了した場合において、乙が二次的著作物を保有する間は、第11条第4項及び第12条の規定は、なお従前の効力を有する。

(外国企業等の特例)

第26条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用される。

第27条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方より得た情報を国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる意思を有する第三者に対して移転してはならない。

(合意管轄)

第28条 本契約に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(本規約の変更)

第29条 甲は、甲のホームページへの公表又は乙への通知により、本規約を必要に応じて変更できる。変更後の乙の DRM-PF の利用により、当該変更には乙は同意したものとみなし、変更後の規約を契約の内容とする。

(協議)

第30条 本契約の履行について疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、甲乙協議し、誠意をもってこれを円満に解決する。

以上

2024年10月1日制定